令和９年度青森県キャッシュレス決済端末導入業務に係る企画提案競技実施要領

１　趣旨

この要領は、令和９年度青森県キャッシュレス決済端末導入業務に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

２　内容

（１）件名

令和９年度青森県キャッシュレス決済端末導入業務

（２）業務の目的

本業務は、収入証紙に代わる納付手段として、指定する県施設等に決済端末を設置し、現金のほかクレジットカード、電子マネー等による手数料等のキャッシュレス決済を可能とすることにより、県民の利便性を向上させるとともに、職員の収納事務の効率化を図ることを目的とする。

（３）業務内容

県施設等への決済端末設置のほか、POS システムの導入や研修・サポート・保守等の関連業務を一体的に行い、キャッシュレス決済等を安定的に運用できる環境を整備する。

（４）仕様等

別添仕様書のとおり。

（５）システム利用期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

（６）費用の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

167,151,000 円

３　本企画提案競技に関する事務を担当する部署・連絡先等

〒030-0801
青森県青森市新町二丁目 4 番 30 号
青森県総務部行政経営課（以下「行政経営課」という。）行政改革推進グループ
TEL 017-734-9107
FAX 017-734-8036
E-mail gyokei@pref.aomori.lg.jp

４　参加資格

（１）次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項及び第２項各号に規定する者に該当しないこと。

イ　参加申込みの日において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ウ　企画提案競技参加申請書の提出期限から受注者確定の日までの期間、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」（平成 12 年 1 月 21 日付け青管第 912 号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ　令和８年５月 27 日青森県告示第 331 号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、企画提案競技の日までに物品の販売または賃貸に係る契約において、電気・通信機器類（業種Ｆ）の営業品目を登録した者であること。また、役務の提供を受ける契約において、電子計算機器に係るもの（業種Ｕ）を登録した者であること。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められる者。

ウ　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ　正当な理由がある場合を除き、 暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ　暴力団員と交際していると認められる者。

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。

キ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。

ク　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

（３）複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たしていること。

ア　共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、上記（１）及び（２）の参加資格要件を満たす１者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。

イ　構成事業者全てが、法人格を有していること。

ウ　構成事業者全てが、単独提案の事業者として、本企画提案に参加していないこと。

5　企画提案競技参加申請書の提出

（1）令和９年度青森県キャッシュレス決済端末導入業務に係る企画提案競技に参加する者は、次の書類を各１部提出すること。

ア　企画提案競技参加申請書（第１号様式）

イ　申請者概要書（第２号様式）

ウ　申告書（第３号様式）

（2）提出期限

令和８年 12 月１日（火）午後５時

（3）提出先

３に同じ

（4）提出方法

持参、郵送又は電子メールで提出すること。

ただし、郵送の場合は、提出期限日必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

また、電子メールの場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限る。

6　参加資格審査

（1）企画提案競技参加申請書の提出があった場合には、４に定める参加資格の有無について審査する。

（2）審査結果については、令和８年 12 月４日（金）までに、企画提案競技参加申請書（第１号様式）に記載された連絡先メールアドレス宛に通知する。（後日、紙媒体でも郵送）

7　企画提案書の提出

（1）企画提案書等の作成

企画提案書の様式は任意とするが、サイズは日本産業規格 A4 横サイズとすること。（A3 サイズ折も可）

枚（ページ）数に上限は設けないが、企画提案競技における持ち時間 20 分間で説明できること。

企画提案書作成にあたっては、仕様書を確認の上、企画提案競技評価項目について、記載すること。

（2）提出時の添付書類

会社名、代表者名、担当者の所属、担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載した送り状１通を添付すること。

（3）提出部数

①正本１部、副本５部（持参又は郵送提出の場合）

※電子メール提出の場合は不要

②PDF ファイルで一式（CD-R、USB メモリ及び電子メール添付ファイル等）

（４）提出期限

令和８年 12 月 15 日（火）午後５時

（５）提出先

３に同じ

（６）提出方法

持参、郵送又は電子メールで提出すること。

ただし、郵送の場合は、提出期限日必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

また、電子メールの場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限る。

（７）その他

企画提案書提出後の差し替え修正は一切認めない。ただし、県より書類の不備を指摘された場合には、差し替え・修正について速やかに対応すること。

８　企画提案の辞退

企画提案申請書提出後、企画提案を辞退する場合には、提案辞退届（第５号様式）を提出すること。

なお、提出期限及び提出先は「７　企画提案書の提出」と同様とする。

９　企画提案に係る質問

（１）質問については、質問書（第４号様式）により、行政経営課へ電子メールにより提出すること。

（２）企画提案（要件定義内容）に関する質問のみ受け付ける。審査方法等に関する質問については、受け付けない。ただし、一般的事項に関しては随時、電話や電子メールにより照会して差し支えないこととする。

（３）質問の受付は、令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 11 月 26 日（木）までとする。

（４）質問に対する回答については、質問者及びその他全ての企画提案競技参加者に対して、令和８年 11 月 30 日（月）までに電子メールにより通知する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

10　審査委員会

企画提案の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「令和９年度青森県キャッシュレス決済端末導入業務に係る企画提案競技審査委員会」を設置する。

11　企画提案競技審査

（１）企画提案競技では、オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（２）プレゼンテーションにおける説明時間は１者あたり 20 分、審査委員による質問は 15 分（計 35 分）とする。

（３）（１）における審査項目及び配点については、「令和９年度青森県キャッシュレス決済端末導入業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に定める。
（４）審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
（５）複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、優先評価項目の総得点が高い提案者を最優秀提案者とする。
（６）審査結果については、 全ての提案者に対して文書により通知する。

12　契約
（１）企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、 企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
（２）（１）の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
（３）契約を締結する際、提案者が行政経営課との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

13　失格要件
次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
（１）所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
（２）提案者が本企画提案競技に対して２以上の提案をしたとき
（３）提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
（４）書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
（５）見積額が「２（６）費用の上限額」を超えた提案（追加提案分を含む）であるとき
（６）提出書類に虚偽の記載をしたとき
（７）青森県職員又は本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事実が認められたとき
（８）企画提案競技審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
（９）社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

14　その他留意事項
（１）本企画提案競技及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
（２）提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
（３）提出書類は返却しない。
（４）企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。
（５）提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
（６）提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

15　スケジュール

令和８年 11 月 13 日（金）公告

令和８年 11 月 26 日（木）午後５時　質問書提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）　　質問書に対する回答通知

令和８年 12 月　１日（火）午後５時　企画提案競技参加申請書提出期限

令和８年 12 月　４日（金）　　参加資格審査結果通知

令和８年 12 月 15 日（火）午後５時　企画提案書提出期限

【予定】

令和８年 12 月 18 日（金）　審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）

※審査委員会の正式な開催日時は、参加資格審査結果通知と併せて通知する